

第65回南国市美術展覧会開催要項

【一般の部】

趣 旨 美術の向上及び芸術への意識の高揚を図るための美術展覧会を催し、南国市の文化の発展・交流に寄与する場とする。また、市内の幼児、児童、生徒に対しては、その作品を通じて美術教育の推進と向上を図る。

主 催 南国市・南国市教育委員会・南国市文化協会・高知新聞社

後 援 NHK高知放送局・KUTVテレビ高知
RKC高知放送・KSSさんさんテレビ

会 期 令和8年1月25日（日）～2月1日（日）－8日間－

開館時間 午前9時～午後5時
但し { 初 日 1月25日(日)は、午前10時に開場 ※入場制限をかける
最終日 2月 1日(日)は、午後 4時に閉場 場合があります。

会 場 南国市地域交流センターMIARE! (TEL 088-878-6070)

入 場 料 無 料

実行機関 南国市美術展覧会実行委員会
実行委員長 竹内 信人
実行委員
坂本 孝幸 高橋 雅兄 猪原 靖 和田 礼史 宮崎 啓子 繁野 由香
半田 成葉 半田 国夫 長谷川 正美 兵頭 静 藤田 威佳志 武市 博明
佐竹 茂 平松 瑞加 中沢 猛男 土居 恒夫 水田 貴士 芝 速三
永澤 悦穂 谷合 左近子 筒井 寿子 高見 由佳理

(順不同)

事 務 局 南国市教育委員会生涯学習課 南国市地域交流センター
南国市大埴甲 2117 (TEL088-878-6070)

出 品 資 格 ○南国市在住、または出身者
○南国市内に勤務、または勤務経験のある者
○南国市内校の在学者、または卒業生
○南国市内にある各種サークルに在籍する者

出 品 点 数 1人1部門5点以内
(但し、彫塑・立体と工芸は1部門として取り扱い、洋画と日本画は絵画の1部門として取り扱うこととする。)

出品手数料 1点につき500円
(但し、高校生は250円。障害者手帳をお持ちの方は無料。)

出 品 規 格 ●絵画（洋画）・・・油彩、水彩、版画、デッサン、アクリル等
8号～100号以内で額装。10号以内はガラス使用可。その他アクリル可。
紐、ワイヤー等の装置を付けること
●絵画（日本画）・・・6号～100号以内で額装。全てアクリル有無自由。軸装は不可。
●書 道・・・額装を含めて1m（3尺3寸）×1.91m（6尺3寸）以内。
縦・横とも1.42m（4尺7寸）以内。
縦作品に限り2.43m(8尺)×0.61m(2尺)以内。
額装、軸装。
(所定の釈文用紙に楷書で釈文を記載し、釈文用紙を展示とする。)
●漫 画・・・劇画、一コマもの、その他漫画描写で、枠張りまたは額装。
●写 真・・・4つ切り以上全倍以内でパネル張りまたは額装とする。
(画面にガラス、アクリル板、ビニールなど使用不可。)
●彫塑・立体・・・奥行、横とも2m、高さ3m以内。石コウ又は実材に限る。粘土は不可。
重量は70kg以内。(50kg以上は床面保護をすること。)
●工 芸・・・縦、横、高さとも2m以内。平面作品は2m×2.5m以内。額作品で10号以内はガラス・アクリル板使用可。既製品（市販品）の半完成品を使用して製作された作品は不可。
●デザイン・・・106cm×75.8cm以内の枠張りで厚さは10cm以内。

※以上の他、作品には陳列、展示に必要な装置（額縁、表装等、ワイヤー、紐等）を付けること。

なお、会場の都合又は会場にふさわしくないものは制限する場合がある。

※個人・企業名等、実在する名前を表現しないこと。

賞 特選・褒状・奨励賞を設ける。

出 品 規 定 裏面に記載

搬 入 〈日時〉 令和8年1月18日(日) 午前9時30分～午後6時
〈場所〉 南国市地域交流センターMIARE!

審 査 会 〈日時〉 令和8年1月19日(月) ー非公開ー

開 会 式 〈日時〉 令和8年1月25日(日)午前9時45分～
〈場所〉 南国市地域交流センターMIARE! 交流ロビー

表 彰 式 〈日時〉 令和8年2月1日(日)午後3時～
〈場所〉 南国市地域交流センターMIARE! 交流ロビー

搬 出 〈日時〉 令和8年2月1日(日) 午後4時15分～午後6時
令和8年2月2日(月) 午前9時～午後1時
〈場所〉 南国市地域交流センターMIARE!

出品規定

1. 出品された作品は、本市の実行委員会から委嘱を受けた審査員により審査をし、入賞者及び入選作品のみ陳列する。ただし、次の各号に該当するものの作品に限り特別出品として無審査で陳列する。
 - (1) 招待者作品
 - (2) 審査員作品
 - (3) 無鑑査作品〔本市展で5回以上特選（褒状3回を特選1回とみなす）〕
2. 出品者は審査及び陳列に意義を申し立てることができない。
3. 一般の部の出品者は、15歳（高校生）以上とする。
4. 次の作品は出品することができない。
 - (1) すでに公募展に発表したもの。
 - (2) 制作後5年を過ぎたもの。
 - (3) 風致に害があると認められるもの。
5. 1人が同一部門に複数出品する場合は、同時に搬入すること。
6. 出品作品には、陳列展示に必要な装置（額縁、表装等、ワイヤー、紐等）を付けること。
7. 作品を出品するときは、出品手数料を納めること（特別出品は除く）。既納の手数料は還付しない。
8. 出品者は、所定の出品票を作品の裏面にはり、出品目録とともに作品を本事務局に差し出すこと（事務局は会場に特設）。
9. 出品作品を受け取ったときは、作品預り証を渡す。
10. 出品作品は指定搬出日まで、撤回又は持ち出しすることができない。ただし実行委員長の許可を得たときはこの限りではない。
11. 作品の保管については、慎重を期するも、不慮の損害、紛失毀損については、その責を負わない（天災地変も含む）。
12. 作品の搬出は、指定搬出日に作品預り証と引き換えに行うこと。指定搬出日に搬出しない場合は、相当の措置をとり、なお、7日を過ぎても搬出しない作品については、その所有権を一切放棄したものであるとして、その責任を負わない。
13. 作品の荷造り輸送等の費用は出品者の負担とする。

※作品の撮影、模写は禁止します。会場内での記念撮影に関しては係員にご相談ください。